

きれいな川を守ろう！ 合併処理浄化槽への転換を補助します

河川などの水質を保全するため、住宅の単独処理浄化槽またはくみ取り便槽を合併処理浄化槽に転換する場合、その工事費用の一部を予算の範囲内で補助しています。平成32年度までを転換促進期間とし、補助金額を増額していますので、ぜひご利用ください。

問い合わせ 環境課生活環境担当

補助対象

専用住宅または併用住宅において、10人槽以下の合併処理浄化槽への転換をする人

※一部対象外の地域がありますので、詳しくはお問い合わせください。

受付日

○市内事業者に転換工事を依頼する人

4月16日(月)・17日(火)

午前8時30分～午後5時15分

○市外事業者に転換工事を依頼する人

4月18日(水)～20日(金)

午前8時30分～午後5時15分

受付場所

○4月16日(月)・18日(水)

市役所3階301会議室

○4月17日(火)・19日(木)・20日(金) 環境課

補助金額

工事費用と下表の金額のいずれか低い金額

◆通常型

	転換補助 上限額	配管費補助 上限額	処分費補助 上限額	参考：平均工事費用	参考：自己負担額
5人槽	60万2,000円	20万円	9万円	125万7,000円	36万5,000円
6・7人槽	68万4,000円			136万4,000円	39万0,000円
8～10人槽	81万8,000円			169万3,000円	58万5,000円

◆高度処理型

	転換補助 上限額	配管費補助 上限額	処分費補助 上限額
5人槽	71万4,000円	20万円	9万円
7人槽	75万6,000円		
10人槽	84万6,000円		

補助件数 50件

※全体で50件を超える申し込みがあった場合は、市内事業者に転換工事を依頼する人について、まず先着順に20件を補助対象者とし、21番目以降に申し込みをした人と市外事業者に転換工事を依頼する人については、公開抽選(4月25日(水)午前9時から市役所3階301会議室で開催)を行い、残る30件の補助対象者を決定します。

注意事項

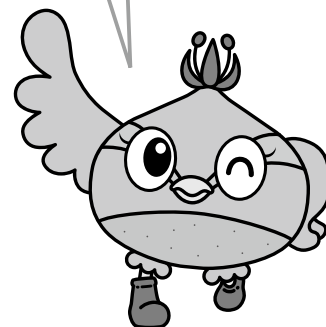
○申込書等は、環境課で配布します。受付日にその場で記入する場合は、印鑑をお持ちください。

○補助金の交付決定通知前に工事を着工してしまうと、補助金を交付できなくなります。

○実際の工事費用は、各家庭の状況(地形や配管等)により異なります。

○転換において、処理水の放流先がない場合は、高度処理型浄化槽を設置すると浸透方式により宅地内の処理が可能です。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換すると、処理水の汚れを8分の1に低減できるよ！



合併処理浄化槽の維持管理補助金

補助対象 専用住宅または併用住宅において、10人槽以下の合併処理浄化槽を使用している人

※一部対象外の地域がありますので、詳しくはお問い合わせください。

補助回数・補助内容 1年度1回・浄化槽1基につき5,000円

申請に必要なもの

- ①申請書(環境課で配布、市ホームページからもダウンロード可)
- ②法定検査結果書の写しおよび検査費の領収書の写し(平成30年度分)
- ③保守点検記録簿の写し(浄化槽法第7条の法定検査の場合は1回分以上、同法第11条の法定検査の場合は3回分)

申請期限 平成31年3月22日(金)まで

問い合わせ 環境課生活環境担当